

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成20年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	小金井市ごみ対策課		
開催日時	平成20年10月9日(月)午後6時00分から午後8時00分まで		
開催場所	801会議室		
出席者	委員	<出席者; 14名> 大江会長 庄司副会長 本木委員 竹内委員 佐藤委員 清水委員 恩田委員 鴨下委員 澤島委員 伊藤委員 平林委員 簀口委員 原委員 小島委員 <欠席者; 1名> 川口委員	
	事務局	ごみ対策課; 深澤環境部長 三上ごみ処理施設担当部長 鈴木ごみ対策課長 三浦ごみ処理施設担当課長 大関ごみ対策課長補佐 中福 高橋 井上 千賀	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 路上喫煙の「マナーアップキャンペーンポスターコンクール」応募作品の審査 (2) 報告事項 ア 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告 イ 平成20年度可燃ごみ処理に係る広域支援の状況について (3) 平成21年度一般廃棄物処理計画策定におけるごみ減量施策の検討について (4) その他		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 11月21日(金) 小金井市商工会館2階会議室		

審議過程（主なる発言等）

大江会長	開会
鈴木課長	配布資料の確認
大江会長	「路上喫煙のマナーアップキャンペーンポスターコンクール」応募作品の審査について事務局から説明をお願いしたい。
大関課長補佐	<p>「路上喫煙のマナーアップキャンペーンポスターコンクール」実施の経過及び実施方法等について説明。</p> <p>36 作品の応募があったが、最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、佳作 2 点を選出していきたい。</p> <p>委員による投票開始 投票終了</p>
大江会長	<p>報告事項に入る。</p> <p>「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」の報告をお願いする。</p>
三浦課長	<p>開催状況について報告する。</p> <p>第 36 回委員会 8 月 24 日（日）出席委員 25 人、傍聴者 9 人</p> <p>(1) 報告書について (2) ごみ処理施設建設に向けての提言について (3) その他</p> <p>この委員会により、新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会はすべての議事を終了した。</p> <p>第 36 回委員会では報告書がまとめられ、委員会が平成 19 年 6 月に設置されて以降 36 回、約 160 時間の議論の内容について主な論点を整理したものであり、委員の方が中心となり編纂したものである。</p> <p>当審議会には概要版を配布する。全文版を希望の方にはお渡しする。</p> <p>委員会からの提言については、巻末に添付したので後ほど参照されたい。</p> <p>市民周知の方法は、概要版を市報 9 月 15 日号ごみ・リサイクル特集号に掲載し、概要版、全文版とも市内の主な公共施設に設置し、また、ホームページにも掲載している。</p> <p>府中市、調布市の協議状況について概要を説明する。</p> <p>7 月 31 日に二枚橋焼却場用地の跡地利用について、2 市に対し協議の申し入れを行った。</p> <p>今後の予定としては、市民検討委員会の答申について説明会を市内 6 カ所で開催する。開催日程は 10 月 1 日市報に掲載している。</p>
大江会長	質問があるか。
委員	なし
大江会長	広域支援の状況について説明いただきたい。

三浦課長	<p>国分寺市と8月19日に「覚書その3」を締結し、9月1日付けで可燃ごみ処理の委託契約を行った。東村山市とは9月1日付けで委託契約を行った。小平・村山・大和衛生組合は12月からの搬入開始に向けて準備を進めている。武蔵野市にも受け入れ要請をしている。</p>
大江会長	<p>東村山市との契約の具体的な内容はどうか。</p>
三浦課長	<p>4月の段階で20年度の契約を行ったところだが、8月までで一旦契約が切れ、再度、9月1日から平成21年3月31日まで受け入れるという契約を締結した。 数量に関する資料は後程配布する。</p>
大江会長	<p>「平成21年度一般廃棄物処理計画策定におけるごみ減量施策の検討」について資料説明をお願いします。</p>
千賀係長	<p>資料「小金井市廃棄物減量等推進審議会で頂いたごみ減量施策に関するご意見」及び「ごみ減量のために実施している施策」の説明</p>
竹内委員	<p>資料「新年度予算編成に向け、予算要求に反映させる事項」について説明</p>
大江会長	<p>平成21年度一般廃棄物処理計画に反映させる施策としてあげているものであるが、意見を伺いたい。</p>
恩田委員	<p>消費者団体に話し合ったことの報告と提案をする。 消団連はレジ袋の削減について取り組んできた。2003年度ぐらいからレジ袋の出口調査をし、キャンペーンなどに取り組んできた。全国レベルの集会では「容器包装の3Rを進める全国ネットワーク」に参加し、実践している人たちの話を聞くことができた。10,000人アンケートにも参加し小金井市でもアンケートを行った。 小金井市では「土曜日はノーレジ袋デー」となっているが、商工会と話してもコンビニ等の反応ははかばかしくない。行政がリードし力を入れていかないとレジ袋の削減は進まない。小金井市でも、レジ袋の削減を発生抑制の糸口としてごみ減量を考え強力で押し付けて欲しい。</p>
原委員	<p>市内スーパーでも「レジ袋は要りますか。」と聞かれるが、「要らない。」と言うと2円引いてくれる。「要る。」というのは気が引けるが、このよう状況は消団連の地道な運動の成果だと思う。そこで行政としての後押しが必要であると思う。</p>
恩田委員	<p>マスコミの力もあると思うが、世の中が大分変わってきた。 11月にスーパーの前で出口調査を行うが、結果は別途報告する。</p>
大江会長	<p>他に意見はあるか。</p>

佐藤委員	<p>商工会では、さくらカードの加盟店はレジ袋を減らすようにしている。しかし、レジ袋を出さないようにすると客離れの心配がある。</p>
原委員	<p>レジ袋を出さないということではなく、「要りますか。」と聞かれるだけでも「要ります。」と答えづらい状況になる。</p>
佐藤委員	<p>エコポイント制度としてレジ袋を断る人にポイントあげている。</p>
伊藤委員	<p>学校給食は年間で一人少なくとも 150 回ぐらいある。14 校での給食残渣はかなりの量になる。資料の中では、「学校給食の残渣を減らす対策として学校職員や児童、生徒に直接働きかけることをしてない。」となっているが、学校給食にスポットをあててもっとやるべきである。</p>
鴨下委員	<p>集団回収と一般回収の処理費の違いを教えてください。</p> <p>また、平成 19 年 9 月から集団回収業者から新聞のみ 1kg につき 2 円が振り込まれたが説明してほしい。</p> <p>現在、子供会が 55 団体登録しているが、うち 40 団体ぐらいが資源回収を実施している。目的は活動費の捻出であるが、行政側からすれば処理経費の削減につながると思う。そのようなことを知らずに活動している団体もあるので、集団回収が市の経費削減につながっていることを PR、指導できたらよいと思う。</p> <p>活動の趣旨や効果がわかってくればもっと広がるので、そのための資料があれば欲しい。</p>
大江会長	<p>集団回収の奨励金と、市が回収したときの経費の違いについて、また、業者の買い取り価格などについて説明していただきたい。</p>
鈴木課長	<p>集団回収の奨励金と、市が回収したときの経費の違いについては後日お示しする。新聞の買い取り価格 2 円/kg については、紙の値段の高騰により業者と協議して団体にバックするようにした。</p>
三上部長	<p>過去において、古紙等の資源がいい値段で安定的に資源化されているときがあった。行政の回収が進む中で市況価格が暴落したときがあり、業者は集めれば集めるほど赤字になる状況であったため、団体と業者と行政で協議し買い取り価格をゼロにした。現在、古紙がかなり値上がりし、また、団体から補助金を上げて欲しいなどの声もあり、協議をして新聞について 2 円/kg 買い取り価格がついた。</p> <p>資源回収という意識作りで出発した制度であり、今後行政が入り、団体、業者と意見交換の場を持って協議することも必要かと思う。</p>
本木委員	<p>レジ袋については、施策として「ノーレジ袋デー」はあるが一歩進めて条例化しないかということだ。今まで消団連がやってきて成果はあったが、もう一歩進める時期にきたのではないかということだ。21 年度に決めてもその</p>

	<p>年にはできない。様々なところとの合意が必要だ。しかし「ノーレジ袋デー」では継続しても限界が来ている。</p> <p>事業所部会で調査をしたが6割以上賛成であった。市民の意識がどこにあるかであるが、「有料化でいいよ。」ということであれば、裏を返せばマイバッグ方式となり、マイバッグ運動がどこまで進むかということになる。</p> <p>条例化してもマイバッグ持参率が1年目には3割、次は5割とか5年ぐらいで8割とかであろうが、行政がやる以上一定の成果が出るようなものにならなければならない。</p> <p>21年度の施策の中に入れ、その方法のひとつとして条例化もある。条例化がひとつのテーマとし合意形成できるのではないかと。</p> <p>アドバイザー制度については、ひとつの地域にごみについて数人の相談をできる人を置いたらどうか。アドバイザーの方の研修費など予算がかかるが、市民に密着したごみ政策また、地域に情報を発信する施策として掲げたらどうか。</p>
大江会長	何か質問はあるか
竹内委員	<p>レジ袋をあげないと客が離れるのではないかとということであるが、杉並区の条例化は大型店を対象にしている。年間で200,000枚ぐらい使う大型店舗だ。245店舗ぐらいあるが、有料化という考え方はマイバッグ持参率を6割以上に目指すことで、持参率を高めるための有料化である。60%に及ばない場合は公表しますよというのが条例の内容だ。事業所と提携して契約を結ぶ。実効は当初6割以上とあったが、8割ぐらいになったと聞いている。</p>
恩田委員	<p>それぞれの自治体の状況が違う。小金井市にあった対応が必要である。</p> <p>市民の間のごみ減量意識の合意形成をどのようにやったらいいかを打ち出せたらいいのではないかと。それがレジ袋削減、有料化がキーワードになるかもしれない。合意形成の場が曖昧である。具体性のある合意形成の場が市民レベルでできてくればよいのではないかと。</p>
鴨下委員	<p>大きい店舗に行くときはマイバッグを持っていくが、ちょっと近所の店に行くときなどは持たないことがあり、その都度レジ袋をもらって増えてしまうことがある。「要りますか。」の声かけは大切だと思う。</p>
大江会長	<p>従来の「土曜日はノーレジ袋デー」の施策を一步進めるため、その内容として条例化という話が出たが、それを参考にしながら小金井市として他にないかできるかを検討していただきたい。</p> <p>アドバイザー制度についても同様に検討していただきたい。</p> <p>集団回収については、不明な点があったが費用の点も含めた実態を踏まえ、今後の方向性をどうするのか。アルミ缶が25円という他市の例であるが、業者に直接売っているということか。</p>
竹内委員	市の助成金のことだ。小金井市は収集したものは一律10円である。

大江会長	缶などは市況で動くものだから、あまり集団回収で実績があるとは思えないが、そうでもないのか。
竹内委員	業者に問い合わせしたが、アルミ缶は洗浄し潰して持っていくと 55 円/kg ぐらいになる。しかし実際は業者に売ると 160 円ぐらいになり 110 円ぐらい儲かるということだ。 市としても交付金を上げたらどうかということである。
本木委員	団体は回収して業者に売っているわけではないのか。助成金を税金で出しているのか。
三上部長	基本的には売っている位置づけだ。 業者が回収品目ごとに計量し、市は回収量に応じて各団体に奨励金を払う。昔、資源回収がきつい状況があったが、現在も買い取り価格は 0 円であり、丸々業者の収入になっている。 今、市況価格が良くなっているので見直しの必要があると思う。 小金井市の奨励金は 10 円/kg であるが安いほうではない。
竹内委員	小金井市は集団回収率が低い。中野区は全部が集団回収である。
本木委員	市と団体と業者が協力し回収している。
竹内委員	行政が資源ごみの回収にどのくらいの費用をかけているかだ。
簗口委員	子供会に入ってなかったり、自治会や町会が機能してないところがあるが、その場合の回収は誰がするのか。
竹内委員	そのときは市の回収になる。他市では集団回収の PR をしているが、小金井市ではあまり見受けない。集団回収の PR にもっと力を入れたほうが良い。行政回収では収集運搬等かなりの経費がかかるが、それを子ども会に任せるようにしたらよい。集団回収に任せることにより市の経費削減につながることになる。
庄司副会長	集団回収はリサイクルという意識の問題として継続するが、市況の問題としては不安定であり計画的にできない。集団回収をごみ行政の中に位置づけることを長期的に見通すのは難しい。町会等の機能の低下などで集団回収を支えていく力が低くなる。スポーツクラブや学校等の力もあるが集団回収をごみ行政の柱にするのは困難で、あくまでも補完的なものである。 処理経費から考えれば集団回収に頼ったほうが安い。しかし行政サイドの安定的な事業計画を考えることが必要だと思う。
竹内委員	是非見直しをお願いしたい。
大江会長	他に何かあるか。

澤島委員	<p>学校給食の残渣の対策として、小学校の給食残渣を集めて肥料にして農家等に配っている。資料の「学校の生ごみ対策」が「×」となっているが違うのではないかと思う。</p>
大江会長	<p>生ごみ処理機については、「実施している施策」の中に入っているか。</p>
千賀係長	<p>資料は、職員が学校に出向いて児童会や生徒会活動の中で児童、生徒と意見交換したり直接働きかけているかという内容であるため、まだ実施していないということで「×」とした。生ごみ処理機による減量施策については「実施している施策」の中に入っている。</p>
深沢部長	<p>学校、保育園の給食残渣についてはすべて肥料化事業を行っている。生ごみ乾燥機等を設置し中町肥料化実験施設で肥料化し、生成物については市民の方々や農家の方々にも使ってもらっている。</p>
鴨下委員	<p>「公共施設にシュレッダーの設置」とあるが、名簿などは破いて生ごみに混ぜて出しているのが現状である。公共施設にどこか設置されるとよいと思う。</p>
簀口委員	<p>印鑑のようなものを押すと何が書いてあるかわからなくなるものがあり、その上で資源に出している。</p>
大江会長	<p>資料の中で「×」になっているところを再度検討していただきたい。 他に何かあるか。 非常事態宣言から3年経っているが、どの程度浸透しているかが疑問だ。 市民にとっては、行政の施策に沿ってやるのが非常事態宣言に対応することだと考えるしかないのだから、行政が施策に取り組まなければ、非常事態宣言は自然と消えてしまう。しかし、非常事態宣言の持つ意味はもっと大変になっていく。 今、倍以上の処理経費をかけている状況の中で、コスト費用を常に開示していかなければならない。今後どのくらいかかるのか、新たな受け入れ先がなかったらどうするのか。それらを伝えて初めて危機感が高まる。 しかし、非常事態宣言に対する行政の努力の方策が見えてない。 平成21年度は費用の面で、予算がどのように使われているかに焦点を絞り、ごみ・リサイクル特集号などを利用し非常事態宣言に取り組むことが必要である。 駅前開発については、全庁あげて対策を考える必要がある。</p>
恩田委員	<p>継続していくうちに慣れてしまい、実態が変わってないのに忘れてしまうことがある。ごみ処理を10年間は広域支援でお願いしていかなくてはならないので、強化月間等を設け行政が仕掛けていくようなことをしないと市民は忘れてしまう。</p>

平林委員	<p>小金井市の市民一人当たりのごみ量は都下で一番少なくレベルが高い。そのようなことをごみ・リサイクル特集号などに載せ市民を元気づけ、さらに努力しようと前向きな姿勢をとれるようにするのがよい。</p>
大江会長	<p>小金井市のごみはトップレベルだが、その先が見えない。資源化のための経費もかかっている。21年度はもう一度原点に戻る必要がある。</p>
原委員	<p>イトーヨーカ堂のような事業用大規模建築物については、ごみ処理について自己処理が義務付けられていると聞いたが、資料に「調査中」とあるが、しっかりとした対応が必要である。</p>
佐藤委員	<p>ごみ新聞であるが、グラフより数字の方がわかりやすいと思う。 アドバイザー制度は、研究課題であると思うが必要だと思う。町会は高齢化しているが、しっかりした町会もあるし子ども会とコミュニケーションをとり、その中に何人かのアドバイザーを置けばよいのではないかと。一つしっかりしたものができれば次へ波及していくと思う。</p>
大江会長	<p>委員からの4項目の提案について、積極的に取り入れる方向で検討していただきたい。 その他報告事項をお願いします。</p>
大関課長補佐	<p>小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、平成20年第3回市議会定例会に上程し平成20年9月26開催の本会議で可決された。採決の結果は賛成17人、反対6人であった。 議員からあった意見は、業者への周知に関するもの、値上げ幅が大きいため利用者負担が大きいのではないかとということである。 今後の予定は、説明会を10月28日から7回実施し、広報は市報10月15日号に掲載する。 雑紙リサイクル袋のモニターを10月1日から実施し、約700世帯にお願いした。同時にアンケート調査も実施することとし、期間は約1ヶ月である。 ポスターの審査結果について、最優秀賞1名、優秀賞2名、佳作2名を選出した。 選出した5作品については原画を印刷して武蔵小金井駅、東小金井駅の掲示板、図書館に10月27日から11月14日まで展示する。また、応募作品全てを第二庁舎1階出入口に同期間展示する。</p>
大江会長	<p>次回に日程について 11月21日（金）18：00～小金井市商工会館2階会議室 閉会</p>

平成20年10月9日

平成20年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開会

2 議題

- (1) 路上喫煙の「マナーアップキャンペーンポスターコンクール」応募作品の審査
- (2) 報告事項
 - ア 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告
 - イ 平成20年度可燃ごみ処理に係る広域支援の状況について
- (3) 平成21年度一般廃棄物処理計画策定におけるごみ減量施策の検討について
- (4) その他

ごみ減量のために実施している施策

施策	実施内容	開始時期	平成17年度 (実施内容)	平成18年度 (実施内容)	平成19年度 (実施内容)	平成20年度 (実施内容)
資源物の回収	びんの分別収集	昭和61年12月	→			→
	紙パックの拠点回収	平成3年9月				
	ペットボトル トライの拠点回収	平成5年7月				
事業系ごみの有料化	全面有料化 指定収集袋収集開始 可燃 17 円/kg 不燃 36 円/kg	平成6年12月	→		平成19年10月 38 円/kg (可燃ごみ持ち込み分のみ改定)	平成20年12月 55 円/kg (可燃ごみ持ち込み分のみ) 33 円/kg (指定収集袋による収集で可燃用のみ)
	可燃 20 円/kg (可燃のみ改定)	平成15年7月				
粗大ごみの有料化	品目製 シール制	平成7年4月	→			→
資源物の回収	空き缶の分別収集(平日隔週)	平成8年9月	→			→
	古紙等の分別収集(平日隔週) (毎週収集)	平成8年9月 平成14年4月				
	ペットボトルの分別収集 (平日隔週)	平成9年9月				
生ごみ処理機設置	市施設等設置	平成11年7月	→	平成18年度までに 市施設、民間集合住宅等に 18基設置	→	平成20年度までに市施設、民間集合住宅等に 24基設置
可燃ごみの収集日変更	可燃ごみ週3回から週2回 収集に変更	平成14年4月	→			→
生ごみ処理機購入費 補助金の増額	堆肥化容器 上限3000円	昭和62年4月	平成17年4月 電動 上限30,000円 補助率 50% (容器: 上限5,000円)	→	平成19年4月 電動上限50,000円 補助率80% (手動: 上限30,000円) (容器: 上限を8,000円)	→
	上限5,000円 補助率50%	平成7年8月				
	上限10,000円 補助率50% (容器: 上限5,000円)	平成14年7月				
大規模事業所の指導	床面積1500㎡以上の事業 所のごみ排出について、現 地指導の実施	平成15年	→			→

戸別収集開始			平成 17 年 4 月 市内 4 地区を順次開始 (7 月から全市)			
家庭ごみの有料化			平成 17 年 8 月から 燃やすごみ、燃やさないごみの有料化			
燃やさないごみの 3 分別収集開始				平成 18 年 4 月 プラスチック、金属 (無料)、その他の燃やさないごみを 3 分別収集		
ごみゼロ化推進員制度発足				平成 18 年 10 月 啓発部会、事業所部会、まち美化部会の 3 部会による活動		
生ごみ乾燥物肥料化実験施設設置				平成 18 年 10 月 市内公共施設等の生ごみ処理機の生成物を肥料化する。		
シュレッダーごみの資源化					平成 19 年 4 月から 古紙・布の収集日に無料で回収 (事業所は有料)	
剪定枝等の一部資源化					平成 19 年 4 月 シルバー人材センターが剪定する剪定枝等の資源化	平成 20 年 4 月 一般家庭の剪定枝等を資源化する (モデル地区で開始し、10 月から全地区で開始)
可燃系粗大ごみの別途処理					木質家具等可燃系粗大ごみをケカルリサイクル	平成 20 年 4 月 木質家具等可燃系粗大ごみをサマルリサイクル
生ごみ乾燥物の拠点回収						平成 20 年 4 月 市内公共施設 10 か所にボックス設置
古紙分別の徹底						平成 20 年 10 月 雑紙リサイクル袋のモニター実施

小金井市廃棄物減量等推進審議会で頂いたごみ減量施策に関するご意見

テーマ	内 容	提案 時期	実施 状況	内 容	予算措置	対応 時期
ごみ非常 事態宣言	市民へのアピールが不足している。	18 年 10 月	○	市内公共施設等に横断幕設置、ポスター掲示、説明 会開催、駅頭キャンペーン、パンフレットの全戸配 布	実施済 (新たな対応 は必要)	18 年 10 月
	市庁舎に入っても緊張感が伝わらないため、全庁 的にアピールの強化が必要	18 年 10 月	○	本庁舎、第 2 庁舎に横断幕設置、ミニのぼり設置、 庁用車にステッカー、ポスターの掲示	実施済 (新たな対応 は必要)	18 年 10 月
	定期的にチラシ等の全戸配布が必要	18 年 12 月	×		必要	
啓発	市報にごみゼロ化推進会議が記事を掲載するた めの「啓発コーナー」を取りたい。	18 年 12 月	×		不要	
	ホームページの活用	18 年 12 月	○	随時実施	不要	随時
	プラスチックの正しい排出方法のアピール	18 年 12 月	○	市報、ホームページ、庁用車によるアナウンス、リ ーフレットの全戸配布、庁舎及び市内公共施設にポ スター掲示	実施済 (継続的な対 応が必要)	随時
	町会や商店会を通じた減量啓発活動	19 年 2 月	○	随時実施	状況により 必要	随時
	アドバイザー制度 (生ごみ処理機やごみの分別に関するもの)	20 年 8 月	×		必要	
紙ごみ対 策	シュレッダーごみの資源化	18 年 7 月	○	古紙・布の回収日に透明または半透明の袋に入れ回 収する。	実施済	19 年 4 月
	公共施設にシュレッダーを設置	20 年 1 月	×		必要	
	公共施設に使用済み投票箱を設置し、はがきのリ サイクル	20 年 1 月	×		不要	
生ごみ (家庭系)	生ごみ対策を優先的に実施したらどうか。	18 年 10 月	○	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金の拡充	実施済	19 年 4 月 20 年度も引き 続き措置済
	集合住宅や団地に協力依頼し、(100～200 世帯) 生ごみの水切りの実験を実施したい。 (水切りネットの調達が必要)	19 年 11 月	×		必要	
生ごみ	学校給食残渣の減量対策として、校長や給食職員	18 年	×		不要	

(学校)	に直接働きかける。	11月				
	学校給食残渣の減量対策として、教師や児童及び生徒に直接働きかける。	18年11月	×		不要	
生ごみ(事業所)	病院、学校の食堂等から出る生ごみを、市のごみにしない対策 (夏休みの市民投入時に、同時に受け入れる等の方法かどうか)	20年2月	○	大規模事業所指導の中で生ごみ処理機設置等を依頼 (夏休みの同時投入は検討が必要)	不要	随時
単身者対策	単身アパートの紙ごみ対策	19年10月	○	雑紙リサイクル袋使用による資源化推進のモニター実施	実施済	20年10月
	単身アパートに、業者によるごみの簡易ボックスの設置や、古紙分別のための回収ボックスを設置	19年11月	×		必要	
	単身アパートに設置したボックスに、たまった古紙を子供会が回収するシステム作り	19年11月	×		必要	
	単身者用のごみ減量計画案を作成	19年11月	×		必要	
落ち葉剪定枝	落ち葉のストックヤードを確保し、落ち葉を燃やすごみとしない対策	18年10月	○	剪定枝、草葉の一部資源化(4束・4袋以上)	実施済	20年4月(一部実施) (10月から全市で実施)
ノーレジ袋	ノーレジ袋デーについての取り組み	18年10月	○	他課、市民団体と協同でキャンペーン実施	必要	随時
	ごみゼロ化推進会議でネットワークを作りマイバッグ持参のPRを大手スーパー前や商店街で実施	19年11月	×		必要	
	レジ袋有料化を実施	20年8月	×		必要	
事業所の指導	大規模事業所の指導	19年11月	○	許可業者による適正な搬入と資源化の推進の指導 床面積1500㎡以上の事業所の指導	不要	随時 年1回
	大規模事業所以外にも中小の事業所指導を実施	20年8月	×		不要	20年10月頃 からを予定
リサイクル推進協力店	リサイクル推進協力店認定制度の充実	19年7月	△	市報、ホームページに掲載しPR (認定店を増やす取り組みが必要)	不要	随時
生ごみ処理機	どんな生活スタイルの家庭にどんな機器が合うか等の情報提供が必要	19年10月	○	市報、ホームページに掲載(内容に工夫が必要)	不要	随時
	ネットワークを組み、市民的な運動により、生ごみ処理機の追跡調査、生ごみの水切りの徹底指導を実施する。	19年10月	×		必要	

	使用を中止した人からの回収及び再利用できるシステム作り（メンテナンス費用が必要）	19年 10月	×		必要	
	モニターによる日々の投入量の計量及び生ごみ処理機による減量効果のアピール	19年 10月	×		必要	(アンケートによる調査は実施)
	生ごみ処理機使用による減量効果を市民に広報する。	19年 10月	○	市報に掲載（生ごみ処理機による部分に特化してないため、工夫が必要）	不要	随時
乾燥生ごみの回収	乾燥生ごみ持参場所の増設	19年 7月	○	市内10箇所設置	実施済	20年4月
駅前開発	駅前開発についてどうなっているか。 (25階建てマンション、イトーヨーカ堂)	19年 11月	調査中	調整が必要		
事業系ごみ袋による排出	十分な説明と指導及び理解を得るよう努力する。 事業者間で不公平が生じないようにする。	20年 8月	○	10月から実施(説明会を10・11月に予定) 市報等 商工会を通しての広報	不要	20年10.11.12月を予定
	行政から事業者へ情報提供をする。	20年 8月	○	随時	不要	随時

廃棄物減量等推進審議会 事務局様

(新年度予算編成に向け、予算要求に反映してほしい事項について)

小金井市のゴミ削減の現状は非常事態宣言が発令され、ごみ袋有料化や分別回収の実施など、効果は大きく改善されましたが、今年を経過しても、特に経費面は他市各組合の協力を依頼、多額の負担となっております。また生ごみ処理機の補助制度も負担が重く、これは理
使用者のリバウトが時期を過ぎております。下記以下の事項を提案致します。

言及

1. アドバイザー制度を定上げる(謝礼金を出す)・・・身分証を発行する。
・・・ゴミ減量の指導員を養成し、自治会町会・団前口座へ出向、また生ごみ処理機等の有効活用のアドバイスや窓口業務とを行う。又単身者住宅など、分別指導に因る。
2. レジ袋の有料化等の取組推進事例を策定する。(拡大生産者責任の意義も)
・・・他市や区、県の事例を元に研究・種別を上げる(秋津市、杉並区、富山県等)
・・・市でマイバッグの持参率を高める。行政に働きかける。
3. 資源の集団回収を拡大し、処理経費負担を削減する(自治会町会、PR強化)
・・・現行の奨励金交付制度は昭和54年当時のものより古く現状に合っていない。見直し。
例 料金11円10円 → 25円(1円割引)・・・各自治会町会、活動の活性化を。
4. 広報新聞「減量特集号」を発行する。・・・年3回(3月、7月、11月)
・・・市民各個人への方法の告知と、啓蒙化を図る(体験誌掲載)
又市全体の現状と市民一人当たりの経費負担の状況を比較公表する。
例 総発生量 _____kg % _____
総焼却量 _____kg % _____
資源化率 _____% ... 内訳
政. 産物処理経費 ... 内訳(前回比較)
市民一人当り負担額 _____円 (前回比較)

以上 具体的に必要の予算を検討願います。(環境改善推進費等も含めて)

尚別紙 杉並区レジ袋有料化等に関する事例を添付致す。

杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例を公布する。

平成二十年三月十四日

杉並区長 山 田 宏

杉並区条例第七号

杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）の精神にのっとり、杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、レジ袋有料化その他これに準じたレジ袋の使用を抑制する効果を有する取組（以下「レジ袋有料化等の取組」という。）の推進に関する必要な事項を定めることにより、環境に負荷を与える象徴の一つであるレジ袋の使用の抑制を図り、もって資源が循環して利用される都市の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 レジ袋 事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）において、商品を選搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。

二 レジ袋有料化 レジ袋を有償で譲渡することをいう。

三 対象事業所等 前年度のレジ袋の使用枚数（前年度一年間を通じてレジ袋を使用していない場合は、規則で定める使用枚数）が二十万枚以上であつて規則で定める目標（以下「目標」という。）を達成していない事業所等（食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）第七条の規定により食品等販売業の許可を受けたものに限る。）をいう。

四 レジ袋多量使用事業者 対象事業所等を有する事業者をいう。

（区の責務）

第三条 区は、レジ袋有料化等の取組の推進を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 区は、レジ袋の使用の抑制に関する区民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

（区民の責務）

第四条 区民は、レジ袋有料化等の取組に協力する等レジ袋の使用の抑制に努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、レジ袋有料化等の取組を行う等レジ袋の使用の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（計画書の作成等）

第六条 レジ袋多量使用事業者は、目標を達成するため、規則で定めるところにより、規則で定める計画期間におけるレジ袋有料化等の取組に関する事項を記載した計画書（以下「計画書」という。）を対象事業所等ごとに作成し、区長に提出しなければならない。

2 レジ袋多量使用事業者以外の事業者は、計画書を事業所等ごとに作成し、区長に提出することができる。

3 前二項の規定により計画書を提出した事業者は、その内容を変更したときは、速やかに変更後の計画書を区長に提出しなければならない。

（レジ袋有料化等の取組の実施）

第七条 前条第一項の規定により計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、当該計画書に基づき、対象事業所等において、レジ袋有料化等の取組を行わなければならない。

2 前条第二項の規定により計画書を提出した事業者は、当該計画書に基づき、レジ袋有料化等の取組を行うものとする。

（報告書の作成等）

第八条 第六条第一項又は第二項の規定により計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、レジ袋有料化等の取組の実施状況に関する事項を記載した報告書を事業所等ごとに作成し、区長に提出しなければならない。

（概況確認書の作成等）

第九条 目標を達成した事業所等を有する事業者で規則で定めるものは、規則で定めると

ころにより、前年度のレジ袋の使用枚数等を記載した概況確認書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、計画書又は前条の報告書を提出することとなる年度においてはこの限りでない。

(協定の締結)

第十条 区長は、レジ袋有料化等の取組に関する必要な事項を定めた協定を事業者又は商店会と締結することができる。

(計画書等の公表)

第十一条 区長は、第六条の規定による計画書の提出又は第八条の規定による報告書の提出があつたときは、その内容を公表するものとする。

2 区長は、前条の規定により協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

3 区長は、レジ袋有料化等の取組の実施状況又は目標の達成状況が優良であると認める事業者又は商店会について、その内容を公表するものとする。

4 区長は、レジ袋有料化等の取組による収益金を環境の保全に係る施策等のために寄附した事業者又は商店会について、その内容を公表することができる。

(区の支援)

第十二条 区長は、必要があると認めるときは、レジ袋有料化等の取組を行う事業者又は商店会に対し、当該取組に関する周知その他の必要な支援を行うことができる。

(指導及び助言)

第十三条 区長は、レジ袋有料化等の取組を推進するため必要があると認めるときは、事

業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査)

第十四条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、レジ袋有料化等の取組の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第十五条 区長は、第六条、第八条又は第九条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

3 区長は、レジ袋多量使用事業者のレジ袋有料化等の取組の実施状況が著しく不十分であると認めるときは、当該レジ袋多量使用事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

(違反者等の公表)

第十六条 区長は、前条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前条第三項の規定による勧告を受けたレジ袋多量使用事業者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、杉並区環境清掃審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二十条 この条例が施行する前施行した条例が施行する期間の経過による。

(罰則)

第二十一条 この条例が施行する前施行した条例が施行する期間の経過による。
 第二十三条 この条例が施行する前施行した条例が施行する期間の経過による。
 第二十四条 この条例が施行する前施行した条例が施行する期間の経過による。

平成二十年四月一日から施行する。
 平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日から施行する。

杉並区環境管理課 山田 啓

杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例施行規則を公布する。

平成二十年三月二十七日

杉並区長 山 田 宏

杉並区規則第十二号

杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例（平成二十年杉並区条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(規則で定める使用枚数)

第三条 条例第二条第三号に規定する規則で定める使用枚数は、前年度の三月におけるレジ袋の使用枚数に十二を乗じて得た枚数とする。

(達成目標)

第四条 条例第二条第三号に規定する規則で定める目標は、マイバッグ等持参率六十パーセントとする。

2 前項のマイバッグ等持参率とは、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を加えて得た率をいう。

一 一から前年度の三月におけるレジ袋の使用枚数を同月における商品を購入した者の総数で除して得た率（その率に小数点以下一位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た率）を控除して得た率に百を乗じて得た率。ただし、これにより難い」と区長が認めるときは、区長が別に定める率

二 マイバッグ等とレジ袋の併用者の割合として、次に掲げる事業所等の区分に応じ、次に定める率

ア 前年度のレジ袋の使用枚数（前年度一年間を通じてレジ袋を使用していない場合は、前条に規定する枚数。以下同じ。）が百万枚以上である事業所等 五パーセン

ト
イ 前年度のレジ袋の使用枚数が百万枚未満である事業所等 二パーセント

（計画書の提出等）

第五条 条例第六条第一項に規定する規則で定める計画期間（以下「計画期間」という。）は、計画書を提出する日の属する年度から二箇年度とする。

2 条例第六条第一項の規定による計画書の提出は、計画期間の初年度の六月末日までに、レジ袋有料化等計画書（第一号様式）により行わなければならない。

3 条例第六条第二項の規定による計画書の提出は、レジ袋有料化等計画書により行わなければならない。

（報告書の提出）

第六条 条例第八条の規定による報告書の提出は、計画期間の各年度におけるレジ袋有料

化等の取組の実施状況について、当該各年度の翌年度の六月末日までに、レジ袋有料化等結果報告書（第二号様式）により行わなければならない。

（概況確認書の提出等）

第七条 条例第九条に規定する目標を達成した事業所等を有する事業者で規則で定められるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 条例第六条第一項の規定により計画書を提出した事業所等を有する事業者

二 前年度のレジ袋の使用枚数が二十万枚以上であって目標を達成している事業所等（食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一号）第七条の規定により食料品等販売業の許可を受けたものに限る。）を有する事業者

2 条例第九条の規定による概況確認書の提出は、毎年度四月末日までに、レジ袋使用概況確認書（第三号様式）により行わなければならない。

（公表）

第八条 条例第十一条又は第十六条の規定による公表は、インターネットの利用、杉並区広報への掲載、杉並区環境清掃部での閲覧その他の方法により行うものとする。

2 区長は、条例第十六条の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

（身分証明書）

第九条 条例第十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第四号様式）のとおりとする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第七条第一項第二号に該当する事業者については、同条第二項の規定は、平成二十年度に限り、適用しない。

平成20年度 多摩地域ごみ処理広域支援予定量について

平成20年8月21日現在
単位：t

支援先	平成19年度 処理委託契約量	平成19年度実績量	平成20年度広域支 援要請量	平成20年度 (8月分まで) A	平成20年度 (9月以降) B	備 考
国分寺市（第2ブロック）	6,000	5,424	6,000	2,500	3,500	平成20年度要請量=6,000 t /年 覚書（その3）は8月19日に締結
柳泉園組合（第2ブロック）	489	452	435	179	256	1年間の契約締結済 構成市（東久留米市、西東京市、清瀬市）
東村山市（第2ブロック）	420	322	360	90	270	平成20年度要請量=360 t /年 9月以降分は、9月1日付けで契約締結予定
武蔵野市（第2ブロック）	300	230	300	—	300	300トンの広域支援要請書提出済 受け入れ時期について調整中
小平・村山・大和衛生組合 （第1ブロック）	2,024	1,808	1,400	600	800	構成市（小平市、武蔵村山市、東大和市） 9月以降分については調整中
昭島市（第1ブロック）	800	796	1,600	860	740	1年間の契約締結済
日野市（第1ブロック）	900	574	2,350	995	1,355	1年間の契約締結済
西多摩衛生組合 （第3ブロック）	10,000	6,932	4,800	2,389	2,411	1年間の契約締結済 構成市（羽村市、瑞穂町、青梅市、福生市）
オリックス資源循環株	300	241	(200)	0	(200)	調整中
合 計	21,233	16,779	17,245	7,613	9,632	平成20年度可燃ごみ見込み量 17,000トン 平成20年度契約見込み量 17,245トン （A+B）